

各 業 者 様

入 札 等 説 明 書

本工事について、注意していただきたいことは、次のとおりです。

工 事 名	市庁舎東広場改修工事
(1) 施 工 上 の 注 意 事 項	①関係法令を遵守すること。 ②着工前に、市監督職員と打合せ・現地立会・確認を行い施工すること。 ③地元関係者との連絡調整を率先して行うとともに、説明資料の作成等に協力すること。 ④交通誘導員を適切に配置し、工事区域や周辺地域での安全管理を徹底すること。また、施工区域内へ第三者等が立入らないようにフェンス等を設置すること。 ⑤出来形測定、品質管理は、的確な管理を行うこと。また、地中部等に埋まり検査時に確認できない不可視部については写真等で記録すること。 ⑥工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）に努めること。 ⑦落札後速やかに材料の手配をし、着手すること。 ⑧関連工事と調整を行いながら工事を行うこと。
(2) 見 積 上 の 注 意 事 項	① 積算は、「令和7年度建設工事積算基準」等を適用している。 ② 労務単価は、「令和8年3月公表単価」等を適用している。 ③ 単価適用年月日は、「令和8年6月」等である。 ④ 施工地域・工事場所区分は、「市街地」である。 ⑤ 工事区分は、「公園工事」である。 ⑥ 消費税は「10%」である。 ⑦ 二次製品等の資材は、同等品もしくは、同等品以上のもので、監督職員の承諾を得ること。 ⑧ 本工事については、当初契約の積算において契約保証に要する費用（金銭的保証）を見込んでいる。 ⑨ 本工事は週休2日工事の取り組みを「通期の週休2日工事（補正なし）」としており、高槻市週休2日工事実施要領に基づき施工するものとする。 ⑩ 主要な製品については、設計図書に記載しているメーカー等より見積徴収を行っている。 ⑪ 入札にあたっては図面より積算し、入札額を決定すること。なお、本内訳書に記載されている数量は参考数量として取り扱うこと。

	⑫ 建築工事、電気・機械設備工事については、設計図面及び金抜き設計書の記載内容等を確認すること。
(3) その他必要事項	① 現地踏査を十分に行い、設計図書、特記仕様書の内容を十分に理解した上で入札に応じること。 ② 公共工事における環境配慮（計画・実施）書の内容を施工計画に反映し、工事を推進すること。 ③ 建設工事に係る資源の再資源化に関する法律第11条の規定により、通知書に内容を記載の上、担当課へ提出すること。 ④ 受注者は、再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を作成すること。なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）の対象工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）または国土交通省が提供している Excel 様式にて提出すること。 ⑤ 工事現場に設置する工事看板については、高槻市工事標示板設置要綱を遵守すること。 ⑥ 本市契約検査課より「文書による改善指示等及び成績評定への反映について（お知らせ）」が発出され、施工計画書の提出期限・配置技術者の常駐義務・安全・品質・工程等の施工管理などにおいて、不備があれば改善指示（指示書）を実施するため、本通知を熟読し、認識した上で入札に応じること。 ⑦ 受注者は、一次下請負者の社会保険等の加入状況を確認し、誓約書を提出すること。 ⑧ 特記仕様書を遵守すること。